

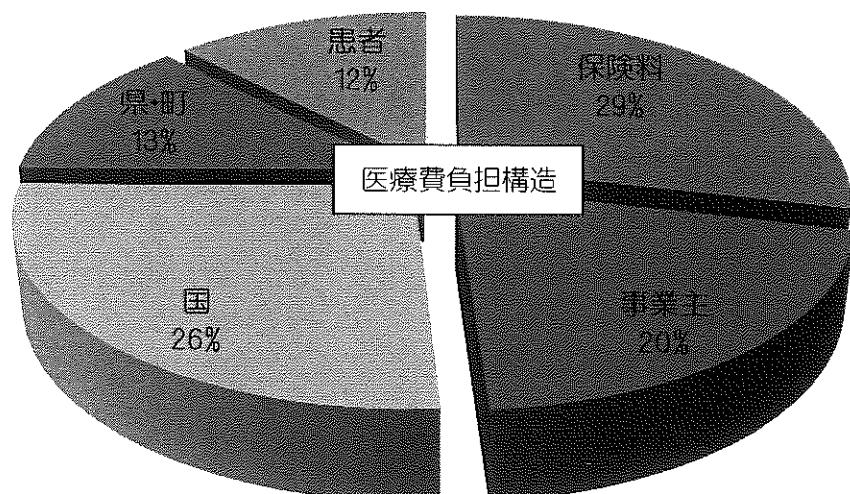
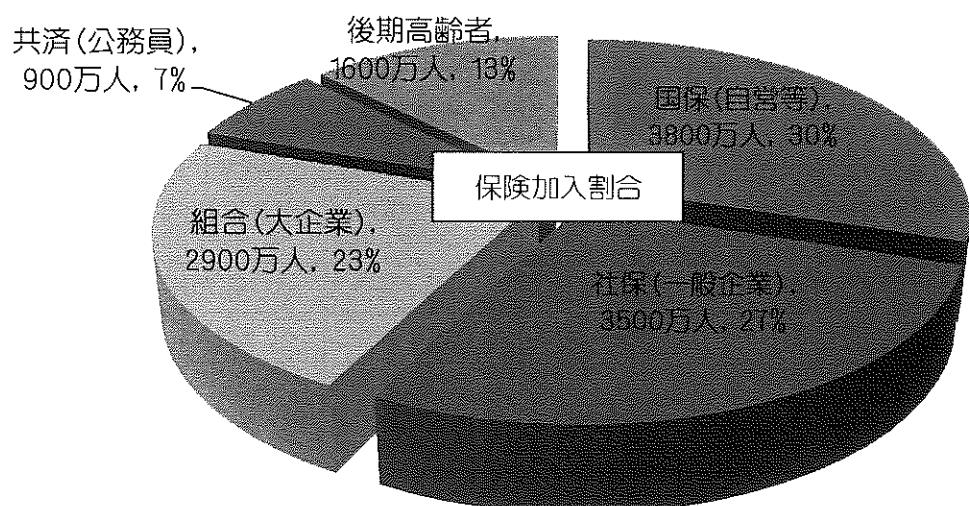
2. 案件 ①医療制度より

○医療制度について

日本の医療保険制度は、下図のようにすべての国民が何らかの公的医療保険に加入し、お互いの医療費を支え合う「国民皆保険制度」です。制度が確立してから50年以上も経過し、今では国民誰もが、保険証1枚で全国どこの医療機関にもかかれるのは当然のことだと思われています。

しかし、ほとんどの海外では、日本同様の制度がありません。先進国の中でも民間保険中心の制度もありますし、無保険の国民を多く抱える国も存在します。日本の医療保険制度に対する評価は世界的に高く、世界トップクラスの長寿国になり、乳児死亡率などの健康指標も首位を占めています。2000年には世界一と評価され、日本の国民皆保険制度は世界に誇れる制度なのです。

国民が病院の窓口で支払う金額は、かかった医療費の1~3割。残りの7~9割は、皆さんと事業主が納める健康保険料や国費等から支払われています。給与明細に書かれている「健康保険料」の支払い先は、皆さんのが加入する「健保組合」など医療保険者になります。皆さんと事業主から納めていただく健康保険料は、医療費の支払いや、皆さんの健康の保持・増進のための保健事業、高齢者の医療費を支えるための拠出金などに使用されています。



○給付の種類について

- (1)療養給付費………医科・歯科・調剤・訪問看護・食事
- (2)療養費……………整骨・接骨・はりきゅう・補装具・海外療養費等
- (3)高額療養費…………一定額を超えた分が払い戻し
- (4)高額介護合算………介護と医療費を合算して一定額を超えた分が払い戻し
- (5)移送費……………必要性や緊急性の場合に払い戻し
- (6)出産育児一時金…出産したときに42万円を支給(直接医療機関)
- (7)葬祭費……………死亡したときに支給(国保・後期は5万円)

○負担割合

- (1)0歳から就学前……………2割
- (2)6歳から 69歳……………3割
- (3)70歳から S19.4.1生……………2割
- (4)S19.3.31以前生から……………1割 ※ただし現役並み所得者は3割

○医療保険の比較

	後期	国保	社保	組合	共済
平均年齢	82.0歳	50.4歳	36.4歳	34.3歳	33.3歳
65～70歳の割合	2.6%	32.5%	5.0%	2.6%	1.4%
1人あたり医療費	91.9万円	31.6万円	16.1万円	14.4万円	14.8万円
平均保険料	6.7万円	8.3万円	10.5万円	10.6万円	12.6万円
公費負担	50%	50%	16.4%	なし	なし

○介護と関わりの深い後期高齢者医療制度

(1)後期高齢者医療の対象者

75才以上 ※65才以上で一定の障害者(身体1～3級・一部4級／精神1・2級)

(2)全医療費

16兆円

(3)保険料(青森県)

均等割 40,514円 + 所得割 7.41% = 保険料

※7月初旬に通知があります。

(4)負担割合

- ・S19.4.1以降に生まれた方は2割
- ・S19.3.31以前に生まれた方は1割
- ・所得が145万円以上の方は3割

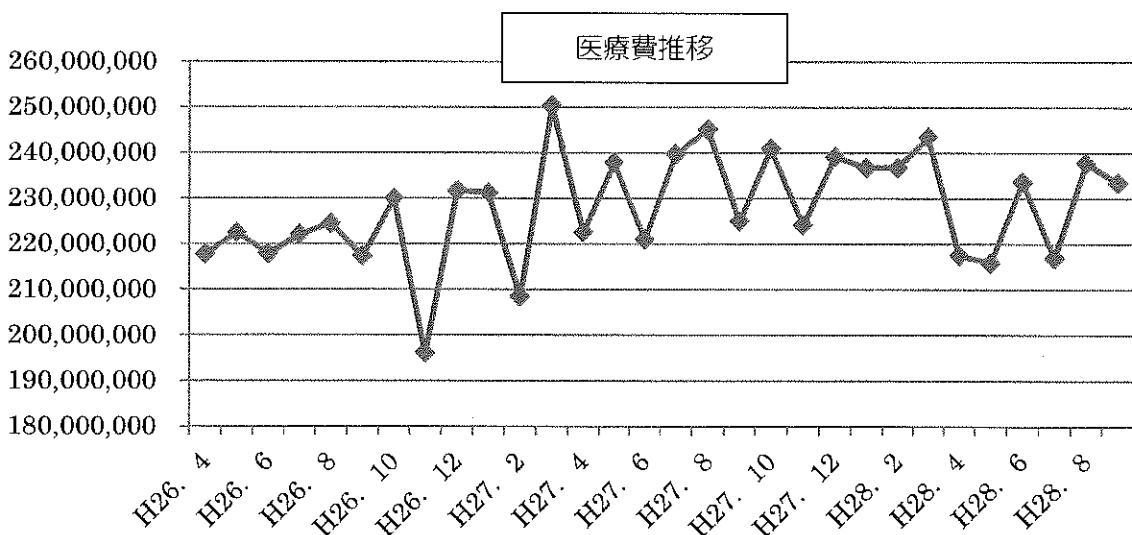
○南部町の医療費等

(1)後期高齢者

平成 20 年から始まった『後期高齢者医療制度』では、75 歳の誕生日から(65 歳以上 75 歳未満で一定の障がいがあると認定された方は、認定を受けた日から)、それまで加入していた国保や社保から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することとなります。なお、保険者は青森県となります。

南部町の後期高齢者医療は下図のとおり、H28.9 時点の被保険者が 3,717 人で右肩あがりとなっています。いわゆる「団塊の世代」が全て 75 歳以上となる超高齢社会の平成 37 年まで大幅に上昇すると考えられます。

また、医療費は 1 ヶ月 2 億 3 千万円前後となっており、1 人あたりの医療費は 26 年度が 731,557 円、27 年度が 759,802 円と増加傾向にあります。主な要因は、高額調剤の保険適用などによるものです。なお、青森県の平均は 27 年度で 827,252 円、全国平均が 941,240 円で比較的医療費が低い地域であります。

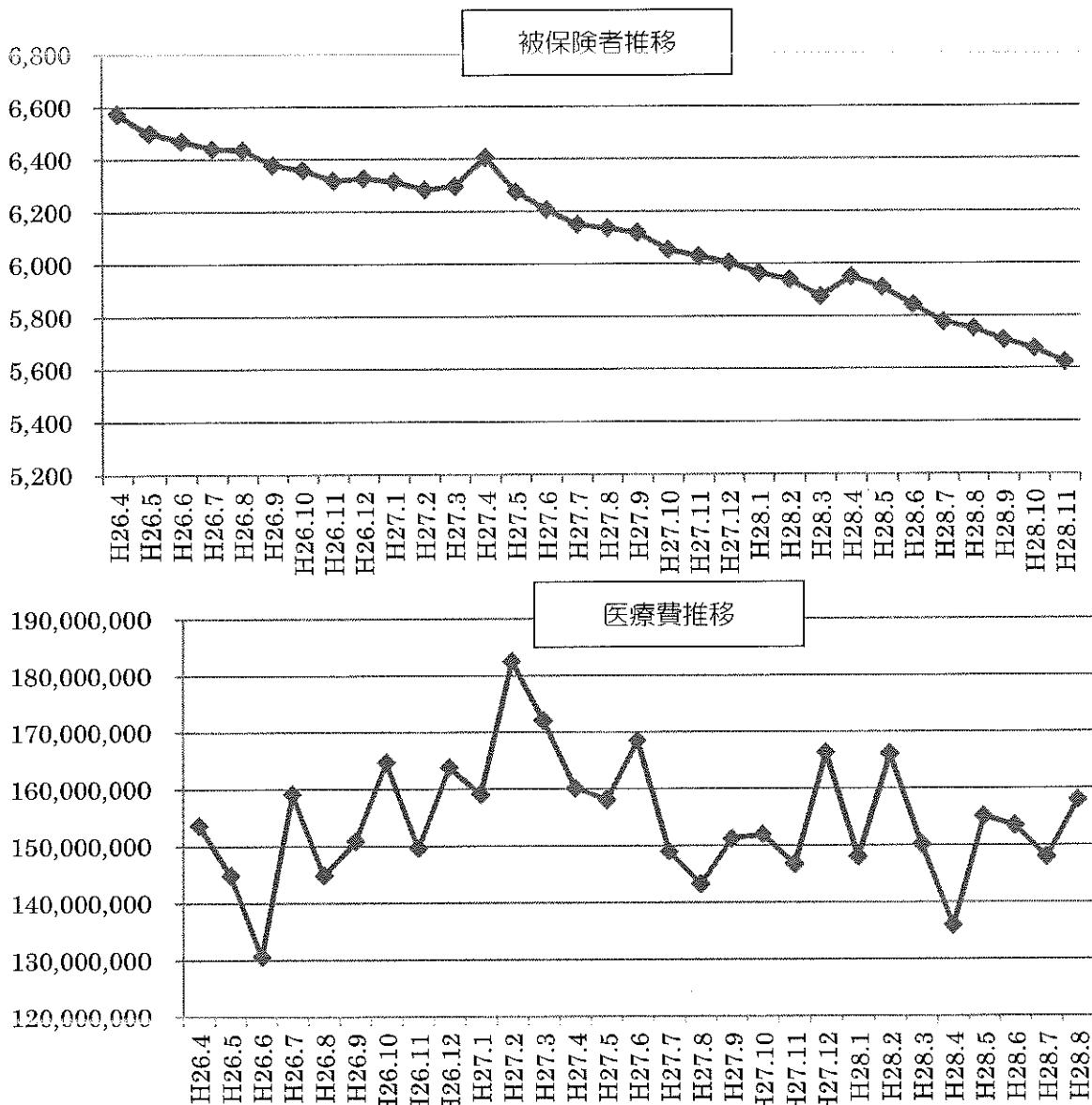


(2)国民健康保険

国民健康保険国保は、会社員や公務員とその扶養者以外が加入する保険で、主に自営業者、または会社を退職した方が一時的に加入するケースが多い保険です。いわゆる、国民皆保険において中枢であります。

南部町の国保は下図のとおり、H28.11 時点の被保険者が 5,623 人で右肩さがりとなっており、町民全体の約 30% です。この減少の主な要因は、人口減少(転出・死亡)や雇用の改善などが考えられます。ただし、年齢比率をみると 60 才以上が 53% で高齢化が顕著で、全体の医療費が減少しても、1 人あたりの医療費が高騰し国保財政を圧迫する要因となっています。なお、平成 30 年からは青森県も保険者に加わり、財政の安定化と健全化を図ります。

また、医療費は 1 ヶ月 15 億 5 千万円前後となっており、1 人あたりの医療費は 25 年度が 215,765 円、26 年度が 225,118 円と微増傾向にあります。主な要因は、被保険者の高齢化などによるものです。なお、青森県の平均は 26 年度で 235,392 円、南部町は県内 25 位となっています。



○介護事業者さまへのお願い

(1)医療費の適正化

医療機関で処方される薬には、新薬とジェネリック医薬品があります。新薬は多くの費用と長い時間をかけて開発され、製造や販売の特許期間が設けられています。ジェネリック医薬品は、この特許期間が切れた後に新薬と同じ有効成分を持って製造されるもので、効き目や安全性は新薬と同等であると認められ、新薬に比べて低価格になっていますので、ジェネリック医薬品をご活用ください。

(2)高額介護合算の申請(2月)

同じ世帯内の介護保険サービスの利用料と医療費の自己負担額の合算額が高額になったときは、申請して認められると自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。

対象者には、2月21日以降に勧奨通知が送付されますので、速やかに役場へ申請してください。

(3)医療費が高額になりそうな時(随時)

70才以上で非課税世帯の方は限度額適用認定証を交付します。その認定書を医療機関へ提示すると、窓口で支払う一ヶ月分の医療費負担額が、医療機関ごとに入院(15,000円又は24,600円)・外来(8,000円)それぞれ、自己負担限度額までとなります。さらに、入院時の食事代(通常1食360円)が区分に応じて減額されます。なお、医療費が限度額を超えて支払った場合は、高額療養費(一度申請)で払い戻しします。

※一度申請して負担区分に変更がない場合は、毎年7月に新たな認定書を送付します。

※なお、次年度から一般課税世帯の70才以上の外来の限度額12,000円が14,000円に引き上がる予定です。

(4)65~74歳の方で障害者の方

下記の対象になる方は、申請することで後期高齢者医療に加入することができます。ただし、社保の方は、不利益になる場合がありますので、ご相談ください。

- ・身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの人/身体障害者手帳4級をお持ちの一部の人
- ・療育手帳A1・A2をお持ちの人/精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの人
- ・障害基礎年金1級・2級の国民年金証書をお持ちの人

(5)後期高齢者医療被保険者証(7月)

平成29年7月20日頃には、新しい保険証(有効期限2年間)が送付されます。

* * * * * * * * * 最 後 に * * * * * * * * *

これからの時代は、介護と医療が密接に連携する必要性はより一層高まります。また、人口構造が変化していく中で、医療保険制度及び介護保険制度については、給付と負担のバランスを図りつつ、両制度の持続可能性を確保していくことが重要ですので、みなさまのご協力をお願い申し上げます。